



鳥取県公報

平成16年 8月17日(火)
第 7 6 1 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	森林病虫害の駆除命令 (576) (西部総合事務所農林局)	1
	松くい虫の特別伐倒駆除の命令 (577) (＃)	2
	生活保護法による介護機関の指定 (578) (福祉保健課)	2
	土地改良区の役員の退任 (579) (鳥取地方農林振興局)	3
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (580) (会計管理室)	3
選管告示	選挙管理委員会の招集 (61)	3

告 示

鳥取県告示第576号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第1号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年 8月17日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

1 区域及び期間

(1) 区域

西伯郡西伯町、会見町、岸本町、淀江町、大山町、名和町及び中山町の各一部（別紙のとおりとする。）

(2) 期間

平成16年 9月15日から平成16年11月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る

樹木の所在する地域を管轄する総合事務所の長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第577号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第2項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年8月17日

鳥取県西部総合事務所長 青 木 茂

1 区域及び期間

(1) 区域

米子市、境港市、西伯郡日吉津村、岸本町、淀江町、大山町、名和町及び中山町の各一部(別紙のとおりとする。)

(2) 期間

平成16年9月15日から平成17年3月15日まで

2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している樹木が存する松林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して、その破砕又は焼却(炭化を含む。)を行うこと。

4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置として破砕を行う場合は、次によること。

ア 枝条は、破砕又は焼却すること。

イ 破砕後の木片の厚さを6ミリメートル(木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル)以下とすること。

(3) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する総合事務所の長に速やかに提出すること。

(「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林保全課、西部総合事務所農林局並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

鳥取県告示第578号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年8月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指 定 年月日
特定非営利活動法人 人因幡万笑の会	鳥取市南安長一丁目10 - 9	N P O法人 人因幡万笑の会 スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10 - 9	通所介護	平成16年 7月13日

2 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指 定 年月日
特定非営利活動法人 人因幡万笑の会	鳥取市南安長一丁目10 - 9	N P O法人 人因幡万笑の会 スマイルセンター	鳥取市南安長一丁目10 - 9	平成16年 7月13日

鳥取県告示第579号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大谷土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 8月17日

鳥取県鳥取地方農林振興局長 松 下 周 吉

退任した役員の氏名及び住所

理 事 日 比 重 行 岩美郡岩美町大字大谷486

平成16年 7月28日退任

鳥取県告示第580号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成16年 8月17日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

久本採石株式会社に対する損害賠償請求事件（平成14年（ワ）第182号）の判決に基づき差押えた債権の取立て等に係る金銭の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部治山砂防課

課長補佐 衣笠 章

3 委任期間

平成16年 8月17日から平成17年 3月31日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第61号

平成16年第8回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成16年8月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

- 1 日時 平成16年8月18日(水) 午後1時40分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取海区漁業調整委員会委員選挙の結果について
 - (2) その他